

安心のKDNサポート制度

KDN保険制度の補償内容

	車両登録ナンバー付 レンタル機械		車両登録ナンバーなし レンタル機械			KDN構内の施設・設備
	対象機種	レンタカー（わナンバー車両）全車	高所作業機械	油圧ショベル ブルドーザ ドーザショベル クローラダンプ その他自走式建設機械	左記以外のレンタル機械（但し当社指定機種に限る）	
レンタル保険制度の主な補償内容	対人賠償	自動車運転中の事故で第三者を死傷させてしまった場合	あやまって第三者を死傷させてしまった場合		KDNの整備不良による事故で第三者を死傷させてしまった場合	KDNの施設(構内)の事故で第三者を死傷させてしまった場合
	第三者の賠償対象外	A/B/D	A/B/C		A	A
	対物賠償	自動車運転中の事故で第三者の財産に損害を与えてしまった場合	あやまって第三者の財産に損害を与えてしまった場合		KDNの整備不良による事故で第三者の財産に損害を与えてしまった場合	KDNの施設(構内)の事故で第三者の財産に損害を与えてしまった場合
	第三者の賠償対象外	a/b/d	a/b/c		a	a
	搭乗者傷害	自動車運転中の事故で運転者を含む搭乗者が死傷してしまった場合	作業中搭乗者があやまって死傷してしまった場合			
	自損事故傷害	相手のない事故で運転者自身が死傷した場合	相手のない事故で運転者自身が死傷した場合			

※すべて免責金がかかります。各営業所へお問い合わせ下さい。

※自賠責保険部分につきましては、別途自賠責保険の支払規定に従います。

補償内容中にある第三者の身体、財物に関する賠償対象外事項

【賠償の対象】：第三者の身体

- A：KDN従業員に対する身体賠償
- B：借受人(お客様)の従業員に対する身体賠償
- C：下請人(孫請人以下含む)に対する身体賠償
- D：運転者またはその父母・配偶者・または子への身体賠償

【賠償の対象】：第三者の財物

- a：KDNの所有・使用・管理する財物への賠償
- b：借受人(お客様)所有・使用・管理する財物への賠償
- c：下請人(孫請人以下含む)の所有・使用・管理する財物への賠償
- d：運転者またはその父母・配偶者・または子への財物賠償

※上記は制度概要であり、詳細は損害保険会社の各種保険約款・規定に準じてお支払いの対象とさせていただきます。

○自動車保険・自賠責保険(車両登録ナンバー付レンタル機械) ○賠償責任保険(車両登録ナンバーなしレンタル機械・KDN構内の施設・設備)

資格・保険

